

令和3年度開成町企業会計決算審査意見書

地方公営企業法第30条第2項の規定により令和3年度開成町企業会計（水道事業会計及び下水道事業会計）を審査した結果、次のとおり意見書を提出する。

1 審査した決算書及び帳簿証書類

- (1) 令和3年度水道事業会計決算書及び令和3年度下水道事業会計決算書
(決算報告書、損益計算書、剰余金計算書及び貸借対照表)
- (2) 令和3年度水道事業会計決算付属資料及び令和3年度下水道事業会計決算付属資料
(事業報告書、収益費用明細書、資本的収支明細書、固定資産明細書及び企業債明細書等)
- (3) 令和3年度企業会計関係帳簿及び証書類

2 審査の期日

令和4年6月29日

3 審査の方法

水道事業会計及び下水道事業会計の各決算書、損益計算書、剰余金計算書及び貸借対照表、並びに決算付属資料の事業報告書、収益費用明細書、資本的収支明細書、固定資産明細書及び企業債明細書等を基に、各所属からの説明を徴し、経営状況、財政状況及び決算計数の適正を審査した。

4 審査の結果

水道施設では、新型コロナウイルス感染症の影響により、更新機器の部品調達の遅れから高台第一浄水場他計装設備工事を令和4年度に繰り越したものの、その他、管路の布設・更新工事及び機械装置の更新工事については、計画に沿って適正に執行されていた。

営業収益では、令和2年度に新型コロナウイルス感染症対策として、上・下水道使用料を2期分（4ヶ月）減免する措置を令和2年度限りで実施したことから、給水収益（水道使用料）は前年度比12.4%増の1億8千826万2千円、下水道使用料は前年度比5.2%増の2億3千276万4千円となっている。

令和3年度の未処分利益剰余金は、水道事業で1億2千378万7千円、下水道事業で7千335万3千円となっている。

水道事業会計及び下水道事業会計の決算書及び決算付属資料は、事業の経営状況及び財政状況を適正に表示されており、決算計数は正確である。

今後とも、事業収益や使用料収入の状況を踏まえ、計画的な経営に取り組まれない。

令和4年8月4日

開成町長 府川 裕一 様

開成町監査委員 田中 章
開成町監査委員 下山 千津子